

(第2版 令和6年4月)

ふたば 暮らしのしおり



Futaba Town
双葉町



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、全町避難を強いられてからすでに 13 年以上が経過いたしました。

このような中、平成 29 年 9 月に「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、同計画に基づき、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指し、放射線量の低減、インフラ復旧や生活環境の整備などの取組を進め、令和 4 年 8 月 30 日午前 0 時をもって特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、町への帰還が可能となりました。

それに伴いまして、同区域や旧避難指示解除準備区域で居住し、生活を始める皆さまへお役立ていただけるよう「ふたば暮らしのしおり」を作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

また、令和 5 年 9 月に「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受け、令和 5 年 12 月からは認定を受けた区域で帰還意向がある住民の皆さんの生活圏の除染や家屋解体が進んでおります。

今後、先行除染区域のインフラ復旧や生活環境整備などの事業を進めるとともに、その状況に合わせて、このしおりを改訂してまいります。

一方、いまだ多くの町民の皆さまが暮らしていた地域が帰還困難区域として残されておりますので、町としましては引き続き、帰還困難区域全域の除染と帰還へ向けた取組を国に強く要望してまいります。

令和 6 年 4 月
双葉町

注 意

このしおりで「双葉町」または「町内」と表記がある場所は、旧特定復興再生拠点区域及び旧避難指示解除準備区域を対象としています。



目 次

1 町内での暮らしについて P. 1～10

(1) 帰町・転入される方の手続き	・ ・ ・ ・ ・	-1-
(2) ペットを飼っている方	・ ・ ・ ・ ・	-1-
(3) 電気の申し込み	・ ・ ・ ・ ・	-2-
(4) 上水道	・ ・ ・ ・ ・	-2-
(5) 井戸水の使用について	・ ・ ・ ・ ・	-3-
(6) 下水道	・ ・ ・ ・ ・	-3-
(7) 合併浄化槽	・ ・ ・ ・ ・	-4-
(8) ガス	・ ・ ・ ・ ・	-4-
(9) ごみ	・ ・ ・ ・ ・	-4-
(10) テレビ・電話・インターネット	・ ・ ・ ・ ・	-7-
(11) ガソリン・灯油	・ ・ ・ ・ ・	-7-
(12) 災害が発生した時	・ ・ ・ ・ ・	-8-
(13) 医療・救急	・ ・ ・ ・ ・	-8-
(14) イノシシなどの野生動物について	・ ・ ・ ・ ・	-10-
(15) 住宅用火災警報器の設置について	・ ・ ・ ・ ・	-10-

2 放射線に対する不安解消について P. 11～13

(1) 放射線リスクコミュニケーション相談窓口	・ ・ ・ ・ ・	-11-
(2) 食品等の放射性物質検査	・ ・ ・ ・ ・	-11-
(3) 個人積算線量計の貸し出し	・ ・ ・ ・ ・	-12-
(4) 放射線の気がかり調査について	・ ・ ・ ・ ・	-13-

3 暮らしの補助事業について P. 14～20

(1) 住宅の清掃について	・ ・ ・ ・ ・	-14-
(2) 被災者生活再建支援制度について	・ ・ ・ ・ ・	-15-
(3) 住宅の修繕について	・ ・ ・ ・ ・	-16-
(4) 引越費用について	・ ・ ・ ・ ・	-17-
(5) 空き家・空き地バンクについて	・ ・ ・ ・ ・	-18-
(6) 駅西住宅について	・ ・ ・ ・ ・	-18-
(7) チャイルドシート等購入補助について	・ ・ ・ ・ ・	-19-





(8) 生ごみ処理機等購入補助について -20-

4 各種機関について P. 21～26

(1) 警察・消防 -21-
(2) 新聞 -21-
(3) 買い物・飲食施設 -22-
(4) 金融サービス -23-
(5) 郵便 -24-
(6) 電車 -25-
(7) シャトルバス -26-

5 各種連絡先 P. 27～28



1 町内での暮らしについて

(1) 帰町・転入される方の手続き

双葉町内に住民登録（住民票）がある方が、帰町される場合には、「避難先変更届」または「転居届」の手続きが必要です。

また、他の市区町村から双葉町内に住民票を移すためには、転入後 14 日以内に「転入届」の届け出が必要です。

なお、手続きの際には、本人確認書類（運転免許証等）の提示をお願いします。

詳細は、担当窓口までご相談ください。



【担当窓口】

戸籍税務課 0240-33-0132（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) ペットを飼っている方

犬を飼っている方が町内にお住まいになる際には、「登録事項変更届」が必要です。

また、町内で新たに犬を飼う際にも届け出が必要です。

飼い犬の登録は、居住している市町村に届け出ることになっています。飼い主の住所が双葉町にない場合でも、双葉町内で飼育する場合には双葉町に届け出するようにしてください。

なお、令和 4 年 6 月 1 日以降に、新たにブリーダーやペットショップから購入された犬・猫には、マイクロチップの装着が義務付けられております。

マイクロチップを装着された犬・猫を伴って町内に引っ越してこられる場合には、登録事項（住所）の変更の届け出が必要となりますので御留意ください。

詳細は、担当窓口までご相談ください。



【担当窓口】

住民生活課 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(3) 電気の申し込み

電気の使用を希望される方は、個別に東北電力等の小売電気事業者にお申し込みください。

なお、電気の使用にあたっては、以下の点に注意してください。

- プラグにごみやほこりがたまっている場合には、コンセントから抜き、乾いた布で拭いてから使用してください。
- 電気製品のコンセントやコードが破損している場合や、雨水が侵入している場合には、漏電火災の危険性がありますので使用しないでください。
- 電気製品は、安定した場所で使用してください。



【お問い合わせ先】※ 参考までに東北電力の連絡先を記載します。

東北電力お客様センター

電話 0120-066-774（受付時間：平日 9:00-17:00）

※停電等の緊急時対応ダイヤル

電話 0120-175-366（受付時間：24 時間）

(4) 上水道



一部地域を除き使用可能です。ご自宅が使用可能な地域であるかどうかは、双葉地方水道企業団へお問い合わせください。

上水道の使用を希望される方は、双葉地方水道企業団に事前立会い日程等を必ずご相談ください。営業時間外及び連絡当日の立ち合いは行いませんのでご了承ください。

双葉地方水道企業団では、水道水の放射性物質検査を毎日実施しており、飲用に適していることを確認しております。

水道料金については、当面の間、使用水量が累積 10 m³以上になったときの検針月ごとに請求いたします。

【お問い合わせ先】

双葉地方水道企業団 総務課営業係

電話 0240-25-5323（受付時間：平日 8:30-17:15）

(5) 井戸水の使用について

長期間未使用の井戸は、井戸と蛇口の間に古い水が残っていたりするなど、飲み水に適さない場合があります。

水が濁っている場合は、濁りがなくなるまで水を流し続けてください。

水が濁っていない場合も、バケツ 1 杯分程度は水を流し続けてください。

上記の対応をした後でも、水の濁りや臭い等が気になる場合は、井戸の中にたまった古い水が排出しきれていない可能性がありますので、さらに時間をかけて水を流し出してください。

それでもきれいな水にならない場合は、井戸内部が汚れていたり破損したりしている可能性がありますので、井戸内部の掃除や点検等をしてください。

また、井戸水を飲料水として利用する場合、年 1 回の水質検査が推奨されています。井戸の水質に関する相談は、福島県相双保健福祉事務所までお問い合わせください。

※保健所では水質検査を実施しておりません。水質検査をご所望の場合には、民間の水質検査機関等をご利用ください。



【水質に関する相談先】

福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム

電話 0244-26-1363（受付時間：平日 8:30-17:15）

(6) 下水道

下水道供用区域内で上水道の使用の申し込みをされた方は、その時点で下水道も使用再開されますので、下水道使用再開にあたっての事前申し込み等は不要です。

使用料については、当面の間、使用水量が累積 10 m³以上になった時の検針月ごとに請求いたします。

※宅内の排水設備等に不具合が生じた場合、使用者ご本人さまのご負担により修繕を行っていただくことになります。

【担当窓口】

建設課 電話 0240-33-0129（受付時間：平日 8:30-17:15）

(7) 合併浄化槽

合併浄化槽の状態を確認したうえでご使用ください。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、費用の補助制度がありますので、担当窓口までご相談ください

※被災による合併浄化槽の新設も対象となります。

【担当窓口】

建設課 電話 0240-33-0129（受付時間：平日 8:30-17:15）

(8) ガス

町内でＬＰガスをご使用される際は、ＬＰガス設備等の安全確認を行ってください。

使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問い合わせください。取引されていた販売店等と連絡が取れない場合には、福島県ＬＰガス協会相双支部へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

福島県ＬＰガス協会 相双支部

電話 0244-22-1141（受付時間：平日 9:00-17:00）

(9) ごみ

双葉地方広域市町村圏組合によるごみの収集・運搬が再開されています。「ごみと資源の分け方・出し方」（5～6 ページ）について、あらかじめご確認いただき、指定のごみ袋（有料）を使用してごみ出しをしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合

電話 0240-22-3333（受付時間：平日 8:30-17:15）

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

ごみと資源の分け方・出し方

ごみは、収集日の朝8時30分まで
ごみステーションに出してください。
(前日には出さないでください。)

ごみを衛生センターへ直接搬入する場合の注意

- ①搬入日は平日(年末年始は除く)及び指定する月1回の日曜日または祝日のみです。
- ②種類ごとに計量しますので、分別のうえ搬入してください。
- ③搬入時間等は、下記のお問い合わせ先にご確認ください。

燃えるごみ

出し方・注意点

- ①燃えるごみ用(赤文字表示)の指定袋またはごみ処理券(新聞・雑誌・段ボール・枝葉専用)を使用してください。
- ②資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- ③生ごみはできるだけ水分を取ってください。
- ④竹串などの危険なものは紙などに包んでください。
- ⑤食用油は、紙や布にしみ込ませるか、固めてください。

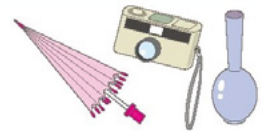


燃えないごみ

出し方・注意点

- ①燃えないごみ用(黒文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
- ③袋に入らない大きさの燃えないごみは、粗大ごみになります。
- ④刃物や割れたガラスなどの危険なものは、紙などに包んで中身を明記してください。
- ⑤蛍光灯は、割らないで出してください。(指定袋から出ても可)
- ⑥ガスカートリッジ、スプレー缶は、必ず使い切り穴を開けてください。

⑦乾電池は、端子にセロハンテープ等を貼り絶縁させてから、ポリ袋等に入れて乾電池と明記してください。(指定袋に入れないでください。)
※ボタン電池及び充電式電池は収集できません。回収を行っている電気店などにお問い合わせください。



粗大ごみ

指定ごみ袋に入らない家具等

ごみステーション(集積所)には出せません。

一般家庭の量は1日20枚までです。

〈処理方法〉

直接衛生センターに搬入、または下記のごみステーションへ収集依頼してください。
(衛生センターが指定した日時に、有料にて引き取りに伺います。)



収集しないごみ

●引っ越しごみ

●事業所から出るごみ
商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。



処理できないごみ

●家電リサイクル6品目

該当するもの
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機
出し方・注意点
販売店または専門の処理業者へお問い合わせください。



●パソコンのリサイクル

該当するもの パソコン

出し方・注意点 パソコンの販売店及び各メーカーにお問い合わせください。



●その他、処理できないごみ

該当するもの 農業用機材(農機具・農業用ビニール、農薬、農薬袋、苗箱、ハウスパイプ等)、化学薬品、消火器、ブロック、かわら、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材(タイヤ、バッテリー、パンパー等)、建築廃材、医療性廃棄物、神仏具等

出し方・注意点 販売店または処理業者にお問い合わせください。

資源ごみ

●ビン類

分け方 飲料・食品が入っていたビン

出し方・注意点

- ①ビン類用(青文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②ビンの中を軽く水洗いしてください。
- ③ビンの金属キャップは、カン類に出してください。
- ④割れているものは、紙などに包んでください。
- ⑤付着物や油が付いているビン、強化ガラス類は燃えないごみに出してください。

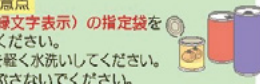


●カン類

分け方 飲料・食品が入っていたカン

出し方・注意点

- ①カン類(緑文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②カンの中を軽く水洗いしてください。
- ③カンはつぶさないでください。
- ④付着物や油が付いているカンは燃えないごみに出してください。



●古紙類

●紙バック

分け方

- ①中を軽く水洗いして、乾かしてください。
- ②バックを切り開いて、ひもで十字に結んでください。
- ③内部が銀紙の紙バックは燃えるごみに出してください。



●新聞・雑誌・段ボール・紙製容器包装

分け方 濡れていない紙でナイロンや紙以外の物が付いていない古紙

例)新聞紙、広告用チラシ、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙、コピー用紙、封筒(ビニール部分を取り除いたもの)、カレンダー、ノート、ポスター、はがき、名刺など



出し方・注意点

- ①古紙の種類ごとに広げて折りたたみ、ひもで十字に結んで出してください。
- ②新聞・雑誌・段ボールをごみステーションに出す場合は、燃えるごみの扱いとなり「ごみ処理券」の貼付が必要となります。
- ③感熱紙、防水加工紙、ろうぎきの段ボール等は燃えるごみに出してください。

お問い合わせ先



南部衛生センター 双葉郡榑葉町大字上繁岡字山神160-2 TEL(0240)25-4609

北部衛生センター 双葉郡浪江町大字室原字於喜津4-1 TEL(0240)35-5454

双葉地方広域市町村圏組合 事務局 施設維持課 双葉郡富岡町小浜553-1 TEL(0240)22-3333

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。

2020年3月発行

資源ごみとして取扱えないもの

資源ごみとして取扱うもの

区 分	該 当 す る も の	収集方法	料 金	指定ごみ袋等	
燃えるごみ		資源ごみに分別できないもので燃やすことができます。ごみです。 例 衣類、音響など記録媒体（ビデオテープ、CD、DVD、フロッピー、MD類）、硬質プラスチック製品（バケツ、文房具、おもちゃなど）、使い捨てカイロ、革製品（金属類は取り外したものを）、除湿剤、乾燥剤、生ごみ、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、履物（皮靴、長靴、シューズ、サンダルなど）、リサイクルマークのない紙製品やプラスチック製品、リサイクルマークが付いているもので汚れのひどいものなどです。	大きい袋 1袋500円 (10枚入)		
	燃えるごみ (ごみ処理券)				小さい袋 1袋300円 (10枚入)
	燃えないごみ				ごみ処理券 1束300円 (10枚入)
燃えないごみ	資源ごみに分別できないもので、燃やすことができない金属・陶磁器などです。 例 調理器具（フライパン、鍋、やかん、缶など）、食器（皿、茶碗、コップなど）、小型の家電製品（炊飯器、電気ポット、アイロン、音響機器など）、ガーデニング用品（針金、ノコギリ、スコップ、植木鉢、ドライバーなど）、日用品（鏡、照明器具など）、スプレー缶（穴をあけ、ガス抜きしてください）などです。	毎月1回指定 曜日に収集 します。	大きい袋 1袋500円 (10枚入)		
ビン類	飲料・食品の入っていたビンに限り。割れているものは紙などで包んでください。 例 酒用のビン（ウイスキーボトル、焼酎、ワインなど）、食品用のビン（ジャム、コーヒー、つくだ煮、酢、醤油、菓子など）などです。	毎月1回指定 曜日に収集 します。	小さい袋 1袋300円 (10枚入)		
カン類	飲料・食品の入っていたビンに限り。割れているものは紙などで包んでください。 例 ジュース、ビール、菓子や乾物の入っていたビン、ビン等の金属製のキャップなどです。 リサイクルマーク  アルミカン  スチールカン	毎月1回指定 曜日に収集 します。	1袋250円 (10枚入)		
プラスチック製 容器包装	商品を入れたり、包んでいる容器や包装物でプラスチック容器包装のリサイクルマークの付いているものに限り。 例 菓子、弁当、インスタント麺の容器や包装袋、生鮮食品の入っているトレイ、ペットボトルなどのキャップやラベル、卵パック、衣類や食品・雑貨品などを入れている袋、調味料や洗剤などのボトルやチューブ、容器の栓やふた、商品の保護や固定のための緩衝材、発砲スチロールなどです。 リサイクルマーク  プラスチック容器包装	週1回の指定 曜日に収集 します。 (プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙パックは同一曜日に収集します)	無 料		
ペットボトル	飲料・食品の入っていたリサイクルマークの付いているペットボトルに限り。 例 ジュース、酒類、調味料などが入っていたペットボトルです。 リサイクルマーク  ペットボトル				
古紙類	紙パック 内部が白色の紙パックに限り。 例 牛乳パック、ジュースパックなどです。（内側が銀色のものは燃えるごみ）				
新聞・雑誌 段ボール 紙製容器 包装	ナイロンなど、紙以外のものが付いていない紙です。 例 新聞紙、広告用チラシ、漫画本、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙（菓子箱、煙草の包装紙、ティッシュ箱、贈答品の箱などでリサイクルマークの付いているもの）、コピー用紙、ポスター、はがき、カタログ、学習用のノート類、名刺、パンフレット、封筒（窓付ビニールは取り除いたもの）、カレンダーなどです。 リサイクルマーク  紙製容器包装	リサイクルハウス等(町村によって設置の有無や名称は異なります)。詳しくは役場へお問い合わせください。または衛生センターにお持ち込みください。	無 料		

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。

2020年3月 発行

(10) テレビ・電話・インターネット



テレビについては、デジサポ福島において、国の事業として、原子力災害被災地域に帰還され、地上デジタルテレビ放送（地デジ）が受信できていない世帯に様々な支援を行っております。地デジが良好に受信できない時には、デジサポ福島にお気軽にご相談ください。

電話・インターネットについては、利用を希望される場合には、NTT東日本等の電気通信事業者へ事前にお申し込みください。

【お問い合わせ先】

○ テレビ

デジサポ福島

電話 0570-007-401（受付時間：平日 9:00-18:00）

※ I P 電話等を利用の場合は 024-525-8220

○ 電話・インターネット

NTT東日本 相談・お申し込みダイヤル

電話 0120-116-116（受付時間：9:00-17:00）

(11) ガソリン・灯油

町内では、以下のガソリンスタンドで給油が可能です。

店名	住所	電話番号	営業日
コスモ石油双葉伊達屋 SS／（株）伊達屋	長塚字町東 66-1	0240-33-2212	8:00-17:30（平日・祝日） 【店休日】 土曜日・日曜日 ※灯油のお取り扱いはありません
出光 双葉給油所／ 田中合名会社	新山字久保前 35-1	0240-33-2025	7:00-16:30（平日・土曜日） 【店休日】 第2・第4土曜日 日曜日・祝日 ※灯油は富岡町の給油所から配達いたします

(12) 災害が発生した時

双葉町内で災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、自主的な避難や避難指示などの発令に備えて、その危険から逃れるため、避難所として双葉町コミュニティーセンター（大字長塚字町西 39-22）を開放します。

いざという時に早めに避難できるよう、あらかじめ場所などを確認しておいてください。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(13) 医療・救急

万が一けがをした時や気分が悪くなった時などは、9 ページの「双葉郡周辺の医療機関マップ」をご参照のうえ、医療機関にご連絡ください。

なお、双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、病院紹介業務も行っておりますので、救急で病院をお探しの場合にはご活用ください。

また、双葉町内におきましては、令和5年2月にＪＲ双葉駅西側（駅西地区）に双葉町診療所を開所しており、令和5年11月21日からは診療所内でオンライン服薬指導を行っています。



【双葉町診療所】

診療科目：内科

診療時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時 30 分

受付時間：午前 8 時 50 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時

	月	火	水	木	金	土・日・祝日 ・年末年始(12/30-1/3)
担当 医師	休診	白土 正人	第1・第3 のみ診療	白土 正人	草野 良郎	休診

【お問い合わせ先】

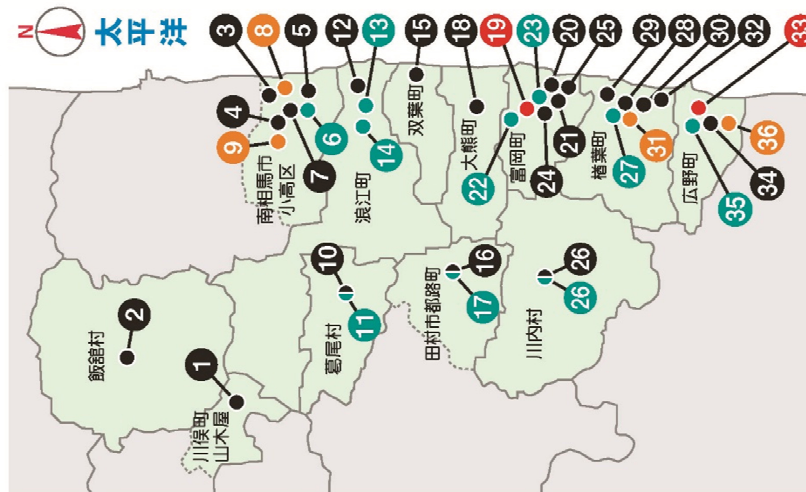
双葉地方広域市町村圏組合消防本部 通信指令係 電話 0240-25-8561

【担当窓口】

健康福祉課 電話 0240-33-0131（受付時間：平日 8:30-17:15）

双葉郡周辺の
医療機関マップ
Medical institution map

●病院 ●診療所 ●歯科診療所 ●薬局



※本マップは掲載した医療機関の位置をイメージ化したものです。また、地図の位置や縮尺はおおよその目安となるものです。

(2023年3月1日時点)

市町村	番号	医療機関	診療科目	住 所	電話番号	診療日・診療時間
川俣町 山木屋	1	山木屋診療所	内科 ※院内処方の実施	山木屋大字清水2	024-563-2024	水10:00～12:00、金14:00～16:00
	2	いいたてクリニック	総合診療科 ※院内処方の実施	伊丹沢字山田380	0244-68-2277	火・木 8:30～12:00
	3	南相馬市立総合病院附属 小高診療所	内科・外科	小高東町 3-3-1	0244-44-2025	月～金 8:30～11:30、14:00～16:30
南相馬市 小高区	4	半谷医院	内科・呼吸器科 循環器科・小児科	小高区上町 2-50	0244-44-2020	火・水・木・金 9:00～12:30、14:00～17:00
	5	もみま整形外科医院	整形外科 ※院内処方の実施	小高区大町 1-40-1	0244-44-1800	月・火・水・金・土 9:00～12:00、13:30～15:00 (予約制)
	6	今村歯科、矯正歯科医院	歯科	小高区仲町 1-43-6	0244-44-2432	月・火・水・金・土 9:00～12:00、13:30～17:00 (予約制)
	7	今村医院	内科・腎臓内科	小高区仲町 1-71	0244-26-5777	月・水・木 9:00～12:00、13:30～17:00 土 9:00～13:00
	8	小高調剤薬局	—	小高区東町 3-1-1	0244-44-6217	月～金 9:00～17:30
	9	スマイル薬局小高店	—	小高区上町 2-39-1	0244-26-5744	火～金 9:00～17:30、土 9:00～13:00
	10	葛尾村診療所	内科・小児科	大字落合字菅ノ又 6-1	0240-29-2036	水 13:30～17:00
	11	葛尾村歯科診療所	歯科	大字落合字菅ノ又 6-1	0240-29-2110	火～木 9:00～11:30、13:30～17:30
	12	浪江診療所	内科・外科・整形外科 ※院内処方の実施	大字磯世橋字六反田 7-2	0240-23-6173	内科・外科：月～金 8:30～11:30、13:30～15:30 整形外科：木 8:30～11:30、13:30～15:00
	13	雙葉歯科医院	歯科	大字榎町字南深町 8-2	0240-23-5633	月～木 9:00～12:00、14:00～18:00 (予約制)
浪江町	14	山村デンタルクリニック	歯科	大字加倉字下加倉 99-3	0240-23-4108	月・火・水・金 13:00～19:00、土 9:00～13:00 (開通)
	15	双葉町診療所	内科 ※院内処方の実施	大字長塚字西 4 番地 1	0240-23-7386	火・水 (第1・第3)・木・金 9:00～12:00、13:00～15:30
	16	都路診療所	内科 ※院内処方の実施	都路町古道寺下 50	0247-75-2003	月～金 9:00～12:00、14:30～17:00 (火曜日 午後休診)
田村市	17	都路診療所	歯科	都路町古道寺下 50	0247-75-2208	月～金 9:00～12:00、13:30～17:00
	18	大熊町診療所	内科 (総合診療科)	大川原字南平 1920-1	0240-23-7170	火・木 8:45～11:30
富岡町	19	福島県ふたば医療センター 附属病院	救急科・内科 ※院内処方の実施	大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090	救急については、24 時間 365 日対応
	20	(医) 協会とみおか診療所	内科・外科・精神科	大字小浜字中央 374-1	0240-22-6522	火 (午前のみ)・水・土 9:00～12:30、13:30～16:30 精神科：土 (第2・4・5)
	21	富岡中央医院	内科・小児科・外科・麻酔科	中央 1 丁目 110	0240-22-6560	月～木 8:30～12:00、13:00～17:30
	22	穴内歯科医院	歯科	夜の森南 3-54	0240-22-3522	月～木・金 (午前のみ) 9:00～12:00、14:00～17:00
	23	さくら歯科医院	歯科	大字本岡字南ノ前 197-7	0240-23-6479	火～金 9:30～13:00、14:00～17:00
	24	さいとう眼科	眼科 ※院内処方の実施	本町二丁目 5 3-2	0240-21-0123	月～木 9:00～12:00、14:00～17:30 (令和5年4月以降、17:00迄)
	25	川村医院	整形外科、内科、外科、リウマチ科 ※院内処方の実施	小浜中央 737	0240-22-3311	金 9:00～12:00 13:30～17:00 土 9:00～12:00 13:30～15:00
	26	川内村国民健康保険診療所	内科・心療内科・整形外科・眼科	大字下川内字坂之内 133-5	0240-38-2009	月～金 8:30～11:00 13:00～16:30 ※各診療科は腫瘍医療センターへ要相談
	27	清生歯科医院	歯科	大字北田字中溝 289-3	0240-38-2054	歯科：8:30～11:00、13:00～16:00
	28	福島県ふたば医療センター附属 ふたば循環診療所	内科・小児科・消化器内科 循環器内科・小児科	大字北田字中溝 289-1	0240-25-2061	月～金 9:30～11:30、14:00～16:00 (予約制)
楡葉町	29	鈴木繁診療所	精神科	大字下栗岡字赤粉 1-11	0240-23-7763	月・火・日 8:30～12:00、12:30～16:00
	30	とまクリニック	内科・呼吸器内科・消化器内科 循環器内科・小児科	大字下小崎字佐野 3-9	0240-25-1222	火～金 9:00～12:00、13:30～16:00
	31	ならは薬局	—	大字北田字中溝 289-4	0240-23-7183	月～金 8:30～17:30、土 8:30～12:30 (第2・4のみ)
	32	JFA メディカルセンター	整形外科・リハビリテーション科 内科・神経内科・消化器内科 老年内科・精神科 リハビリテーション科 ※院内処方の実施	大字山田岡裏字森 8 番 1 号	0240-25-1557	月・水・金 9:00～14:00、15:30～18:30、土・日・祭 10:00～13:30、15:00～17:00
	33	高野病院	内科・外科	大字下北迫字東町 214	0240-27-2901	月～金 9:00～12:00 (受付 11:00 まで)
	34	馬場医院	内科・小児科・外科 脳神経外科	大字下浅島川字丘最 100-6	0240-27-2231	月～土 8:00～12:00・14:00～18:00 (土曜日は 8:00～12:00)
	35	新妻歯科医院	歯科	大字下北迫字前川原 61	0240-27-4020	木・金 9:30～12:30、13:30～18:00
	36	広野薬局	—	大字下浅島川字丘最 100-5	0240-27-2265	月～金 8:30～18:00、土 8:30～12:00
	37	川内村国民健康保険診療所	内科・心療内科・整形外科・眼科	大字下川内字坂之内 133-5	0240-38-2009	月～金 8:30～11:00 13:00～16:30 ※各診療科は腫瘍医療センターへ要相談
	38	清生歯科医院	歯科	大字北田字中溝 289-3	0240-38-2054	歯科：8:30～11:00、13:00～16:00
広野町	39	鈴木繁診療所	精神科	大字下栗岡字赤粉 1-11	0240-23-7763	月・火・日 8:30～12:00、12:30～16:00
	40	とまクリニック	内科・呼吸器内科・消化器内科 循環器内科・小児科	大字下小崎字佐野 3-9	0240-25-1222	火～金 9:00～12:00、13:30～16:00
	41	ならは薬局	—	大字北田字中溝 289-4	0240-23-7183	月～金 8:30～17:30、土 8:30～12:30 (第2・4のみ)
	42	JFA メディカルセンター	整形外科・リハビリテーション科 内科・神経内科・消化器内科 老年内科・精神科 リハビリテーション科 ※院内処方の実施	大字山田岡裏字森 8 番 1 号	0240-25-1557	月・水・金 9:00～14:00、15:30～18:30、土・日・祭 10:00～13:30、15:00～17:00
	43	高野病院	内科・外科	大字下北迫字東町 214	0240-27-2901	月～金 9:00～12:00 (受付 11:00 まで)
	44	馬場医院	内科・小児科・外科 脳神経外科	大字下浅島川字丘最 100-6	0240-27-2231	月～土 8:00～12:00・14:00～18:00 (土曜日は 8:00～12:00)
	45	新妻歯科医院	歯科	大字下北迫字前川原 61	0240-27-4020	木・金 9:30～12:30、13:30～18:00
	46	広野薬局	—	大字下浅島川字丘最 100-5	0240-27-2265	月～金 8:30～18:00、土 8:30～12:00
	47	川内村国民健康保険診療所	内科・心療内科・整形外科・眼科	大字下川内字坂之内 133-5	0240-38-2009	月～金 8:30～11:00 13:00～16:30 ※各診療科は腫瘍医療センターへ要相談
	48	清生歯科医院	歯科	大字北田字中溝 289-3	0240-38-2054	歯科：8:30～11:00、13:00～16:00
	49	鈴木繁診療所	精神科	大字下栗岡字赤粉 1-11	0240-23-7763	月・火・日 8:30～12:00、12:30～16:00

※診療科目・診療日時については、変更となる場合があります。事前に各医療機関のHPまたは、お電話にてご確認ください。また、祝祭日等に変更される場合も同様にご確認ください。

(14) イノシシなどの野生動物について

住宅地周辺において、イノシシやサル・クマなどの野生動物を見かけた際は、威嚇したり、驚かせたりなど、不用意に刺激を与えるようなことは決してしないでください。

イノシシなどに遭遇した場合には、ゆっくりと後退し、静かにその場から立ち去ってください。立ち去ることが難しい場合には、安全な場所でイノシシなどが立ち去るまでやり過ごしてください。

もし、町内でイノシシなどの痕跡を発見した場合や遭遇した場合には、警察や担当窓口までご連絡ください。

なお、イノシシなどを近くに呼び寄せないためにも、エサを与えたり、エサになるものを屋外に出したままにしたりしないように注意してください。

また、宅地等のカキやクリなどの放置果実をそのままにしておくとサルなどの野生動物が集まってきますので摘果するなどの対応をお願いします。

生活ごみなど、ごみ収集日の前夜から集積所にごみを出さないようにするなどの取組により被害を抑制できる場合もあります。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

※身の危険を感じたら 110 番、又は、双葉警察署浪江分庁舎（0240-34-2141）へ

(15) 住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙などを感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

東日本大震災以降の平成 23 年 6 月 1 日からは、既存住宅への設置も義務化されておりますので、居住を再開された町内のご自宅が未設置の場合には設置をお願いいたします。

設置場所については、寝室及び階段上部への設置が原則義務とされており、それ以外にも、台所等火災発生の可能性が高い場所への設置が推奨されています。



【お問い合わせ先】

浪江消防署 電話 0240-34-7360

2 放射線に対する不安解消について

(1) 放射線リスクコミュニケーション相談窓口

町では、長崎大学と連携し、福島医大の協力を得て、放射線リスクコミュニケーション相談窓口を健康福祉課内に開設しており、専門の先生にも定期的に駐在いただいています。

放射線に関する疑問や不安、お悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。



【担当窓口】

健康福祉課 電話 0240-33-0131（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) 食品等の放射性物質検査

ご希望に応じ、自家消費野菜等の放射性物質の簡易検査を行います。

なお、検査には事前申し込みが必要です。検査をご希望の場合には担当窓口までご連絡ください。

■ 検査実施場所 双葉町いわき支所、郡山支所

■ 検査実施時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、受付は午後 4 時まで）

■ 検査対象品目

（1）双葉町及び県内の避難先の家庭菜園等で栽培された自家消費の野菜（出荷・販売されているものを除く）

（2）飲料水（水道水、販売されているものを除く）

※出荷・摂取制限を受けている食品は検査対象外です。

■ その他 役場本庁舎の検査機器は、令和 6 年度に機器更新予定のため、現在受付休止中です。

【担当窓口】

農業振興課 電話 0240-33-0128（受付時間：平日 8:30-16:00）

(3) 放射線測定器・個人積算線量計の貸し出し

○ 放射線測定器の貸し出し

屋内や敷地周りまたは物品の放射線量を測定したい方に、放射線測定器を貸し出ししています。

機器名	放射線測定器(ラディ)	放射線測定器(アラサーベイ)
用途	空間線量率の測定	物品等の表面線量の測定
外観		

○ 個人積算線量計の貸し出し

町内での生活における外部被ばく線量をご自身で把握できるよう、個人積算線量計を貸し出ししています。

機器名	個人積算線量計(Dシャトル)
用途	生活の中における外部被ばく積算線量を測定
外観	

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126 (受付時間：平日 8:30-17:15)



(4) 放射線の気がかり調査について

除染が実施された土地などからの放射線が気になる方は、線量測定を行いますので、希望される場合は以下の窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

環境省 福島地方環境事務所 県中・県南支所富岡分室
電話 0240-23-7780（受付時間：平日 8:30-17:15）

— M E M O —



3 暮らしの補助事業について

(1) 住宅の清掃について

町では、長期間にわたり維持管理ができず、汚損等の被害が生じた避難指示解除区域に所在する住宅の清掃に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金（住宅清掃費補助金）を交付しております。

補助を希望される場合には、必要書類を添付のうえ、担当窓口まで申請してください。

1 補助対象者

- ・平成 23 年 3 月 11 日に双葉町内に居住していた方で、居住していた住宅を清掃業者に依頼して清掃し、再び当該住宅に居住しようとする方
- ・町税等の滞納がない方

2 対象となる住宅

避難指示が解除された区域に所在する住宅

※公営住宅、民間等の賃貸住宅及び解体予定の住宅は対象外です。

3 補助対象経費

清掃業者に依頼して行う清掃に係る費用

※クロスの張替え等修繕に該当する費用は対象外です。

※清掃用具を購入し、自ら行う清掃は対象外です。

※清掃と同時に実施した改修、修繕、補修等がある場合は、清掃に係る分に限り補助対象経費とします。

4 補助対象額

上限 30 万円（千円未満切捨て）

※補助金の交付は 1 住宅 1 回限りとなります。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

申請する場合には、担当窓口までお問い合わせください。

※以下は双葉町での東日本大震災で被災した住宅向けの内容です。

1 対象世帯

- ・住宅が自然災害により「全壊」または「大規模半壊」した世帯
- ・住宅が自然災害により「半壊し、やむを得ず解体を行った」世帯

※全壊、大規模半壊、半壊は、被災証明書の被害判定により確認しますので、事前に戸籍課の家屋被害認定調査を受ける必要があります。

2 支援金の支給額

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊	半壊解体	大規模半壊
支給金額	複数世帯	100 万円	100 万円	50 万円
	単数世帯	75 万円	75 万円	37.5 万円

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給金額	複数世帯	200 万円	100 万円	50 万円
	単数世帯	150 万円	75 万円	37.5 万円

3 支援金の申請手続き

申請窓口：双葉町いわき支所 住民生活課

申請に必要な書類

- (1) 基礎支援金①被災者生活再建支援金支給申請書②被災証明書
③解体証明書交付申請書④住民票⑤預金通帳の写し
- (2) 加算支援金 再建に係る契約書の写し

4 申請期限 個別に担当窓口までお問い合わせください

【担当窓口】

いわき支所 住民生活課 電話 0246-84-5200（受付時間：平日 8:30-17:15）

(3) 住宅の新築・修繕等について

町では、東日本大震災により避難されている町民が、町内に帰還するために住宅を取得・修繕する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金（帰還促進住宅支援事業補助金）を交付します。

補助金の申請を希望される場合には、担当窓口までお問い合わせください。

1 補助対象者

- ・平成23年3月11日に双葉町内に住民票を有していた方
- ・町税等の滞納がない方
- ・双葉町に帰還される方（二地域居住は除く）

2 補助対象住宅

令和2年3月4日以降に契約した住宅

3 補助対象経費

土地取得費、外構工事費等を除く経費

4 補助金額

- (1) 新築取得 定額 500万円
- (2) 中古取得 補助率 1/2 上限額 150万円
- (3) 住宅修繕 補助率 1/2 上限額 150万円



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(4) 引越費用について

東日本大震災時、町内に居住していた方が、避難先住宅等から町内のご自宅等に引っ越しされた場合の費用に対し補助金（ふるさと帰還等支援事業補助金）を交付いたします。

※町外間での引っ越しや、二地域居住の方は対象外です。

※避難先住宅等とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、福島県又は福島県からの事務の委任を受けた市町村もしくは応援要請を受けた他の都道府県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR 賃貸住宅を含む）、公営住宅、公務員宿舍等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等及び双葉町外に建設、購入または賃借している住宅をいいます。

※自宅等とは、平成 23 年 3 月 11 日時点において現に居住していた双葉町内の住宅、双葉町内への移転に伴い新たに建設、購入又は賃借する住宅、災害公営住宅等をいいます。

1 補助対象者

- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で双葉町内に居住していた方
- ・令和 8 年 3 月 31 日までに避難先住宅等から町内の自宅等への移転が完了している方
- ・他の事業による移転費用の補助を受けていない方
- ・応急仮設住宅等で不適切な入居が認められない方
- ・町税等の滞納がない方

2 補助対象経費

- ・家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用、利用した車両等の賃借料、利用した車両の燃料費、購入した消耗品費
- ・移転先までの移動にかかる交通費、燃料代
- ・不要となった家財道具の処分にかかる手数料
- ・電話の移転手続きにかかる費用

3 補助金額

避難先住宅等所在地	補助金額	
	複数世帯	単身世帯
県内	100,000 円	80,000 円
県外	150,000 円	100,000 円

備考（１）避難先住宅等所在地は、町内のご自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等の所在地をいいます。

（２）複数世帯と単身世帯の区別は、町内のご自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等から町内のご自宅等への移転が完了した人数によるものとします。

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

（５）空き家・空き地バンクについて

町内への居住を希望する方々に住居や宅地等を利活用していただくため、空き家・空き地バンクを設置しております。

所有している空き家・空き地の利活用を検討中の方、双葉町内への居住を検討されている方は、一般社団法人ふたばプロジェクトまでご相談ください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人ふたばプロジェクト

電話 0240-23-7637（受付時間：平日 9:00-17:15）

空き家・空き地バンク専用

電話 090-1404-3362（受付時間：平日 9:00-17:15）

空き家・空き地バンク

<https://futaba-pj.or.jp/landbank/>

【担当窓口】

復興推進課 電話 0240-33-0127（受付時間：平日 8:30-17:15）

（６）駅西住宅について

町に帰還される方や、町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めております。

入居をご検討している場合には、担当窓口までお問い合わせください。



【担当窓口】

総務課 電話 0240-33-0124（受付時間：平日 8:30-17:15）



(7) チャイルドシート等購入補助について

乳幼児の乗車時の安全確保と着用義務の徹底を図り、交通安全の推進と交通事故防止に寄与するため、乳幼児のために購入設置した幼児用補助装置（チャイルドシート等）の経費の一部を補助しています。

補助金の申請を希望される場合には、担当窓口までご相談ください。

1 補助対象者

- ・ 双葉町に住民登録している者
- ・ 町税を滞納していない者
- ・ チャイルドシート等の購入時に以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - (1) 満6歳未満の乳幼児を養育している保護者
 - (2) 母子健康手帳の交付を受けている者（妊娠中の者に限る。）
 - (3) (2)の配偶者

2 補助対象経費

新品のチャイルドシート等(※)を購入した場合の経費

※ 中古品又は個人売買によるものは対象外

※ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、乳幼児の発育の程度に応じた形状を有するものであること

3 補助金の額

購入価格の1/2（上限1万円、100円未満切り捨て）

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）



（８）生ごみ処理機等購入補助について

各家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化による有効利用に寄与するため、生ごみを自家処理するため家庭用生ごみ処理機又は生ごみ処理容器（以下「生ごみ処理機等」）を購入、設置した経費に対し、購入費の一部を補助しています。

補助金の申請を希望される場合には、担当窓口までご相談ください。

１ 補助対象者

- ・ 双葉町に住民登録している者
- ・ 町税を滞納していない者
- ・ 生ごみ処理機等を購入した者

２ 補助対象経費

新品の生ごみ処理機等を購入した経費

３ 補助金の額等

機種	数量	補助率	補助上限額	耐用年数	摘要
家庭用生ごみ処理機	１基	購入価格の 1/2	30,000 円	6 年	購入価格の 1/2 から 100 円未満の端数を 切り捨てた額を補 助金額とする。
生ごみ処理容器	2 基以内		10,000 円	2 年	

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

4 各種機関について

(1) 警察・消防

双葉警察署及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、町内を 24 時間巡回しています。

なお、令和 4 年 8 月 30 日の避難指示解除に伴い、双葉警察署浪江分庁舎の双葉駐在所が再開しています。

※ 犯罪等の場合 ※ ⇒ 110 番へ

※ 火災・救急の場合 ※ ⇒ 119 番へ

(2) 新聞

令和 4 年 9 月 1 日から、町内（一部）における新聞配達を再開しております。

購読を希望される場合には、購読申込書を双葉町役場にお持ちいただくか、各新聞販売店に F A X してください。なお、お電話での申し込みは受け付けておりませんのでご了承ください。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

【購読申込先】

- 鈴木新聞舗（朝日、読売、福島民友）
F A X 番号 0240-34-4510
- 浪江新聞販売センター（毎日、日経、産経、河北、福島民報）
F A X 番号 0240-32-0132

(3) 買い物・飲食施設

買い物は、双葉町内又は近隣町の各店舗をご利用いただけます。

【イオン浪江店 移動販売運行ルート】（※ 令和6年4月1日時点）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
10:00 ～ 10:30	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】
11:00 ～ 11:30	【浪江町】	【双葉町】 えきにし住宅	【浪江町】	【浪江町】	【双葉町】 えきにし住宅
12:00 ～ 12:45	【双葉町】 役場庁舎前	【双葉町】 役場庁舎前	【双葉町】 役場庁舎前	【双葉町】 役場庁舎前	【双葉町】 役場庁舎前
14:00 ～ 16:00	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】	【浪江町】

【町内の買い物・飲食店】（※ 店舗の都合により変更となる場合があります）

	業 種	店 名	営業時間	定休日	電話番号
産業交流センター内	食事処	せんだん亭	10:30～15:00	毎週火曜ほか	0240-23-5051
	食事処	ペンギン	10:00～16:00	日曜 第2・4土曜 第1・3・5木曜	090-7444-9850
	食事処	ふたばのおらほや	10:00～14:00 (土曜のみ 11:00～15:00)	日曜 第1・3土曜	090-2991-6077
	食事処	レストランエフ	11:30～14:30	火・日曜	080-5842-2640
	土産物店	サンプラザふたば	10:00～17:30	火曜	0240-23-5343
	コンビニ	ファミリーマート	7:00～20:00	12/30～1/3	0240-25-8026
町内	店舗	伊藤物産	8:30～17:00	日曜	0240-23-7806
	カフェ・店舗	浅野燃糸	10:00～18:00	月曜	0240-23-7646
	食事処	食事処 貞	11:00～21:00	月曜	0240-23-6040
	店舗	ひなた工房	10:00～17:00	日・月曜	0240-33-4884

(4) 金融サービス

双葉町内で利用可能な金融機関は以下のとおりです。

店 名	住 所	電話番号
双葉郵便局	大字長塚字鬼木 34	0240-33-2222

※上記のほか産業交流センター内のファミリーマートにＡＴＭが設置されております。

上記以外では以下に記載する近隣町の各金融機関をご参照ください。

店 名	住 所	電話番号
東邦銀行 双葉支店	浪江町大字幾世橋字芋頭 27-1 (浪江支店内)	0240-34-2166
浪江郵便局	浪江町権現堂南深町 41-1	0240-35-2030
あぶくま信用金庫 双葉支店	富岡町中央 1-33 (富岡支店内)	0240-22-3161
あぶくま信用金庫 浪江支店	浪江町大字権現堂字新町 33	0240-35-2171
J A 福島さくら 浪江支店・双葉支店	浪江町大字権現堂字下続町 18-3	0240-34-2121

※近隣市町村にＡＴＭが設置されているコンビニエンスストア等があります。



(5) 郵便

避難指示解除区域については、郵便物の配達を再開しております。

郵便ポストは、役場北側、産業交流センター南側及び双葉郵便局に設置してありますので、ご利用ください。

なお、町内で郵便物を受け取りたい場合には、最寄りの郵便局の窓口「転居届」の提出をお願いいたします。

また、「転居届」を提出いただいた場合、「現在の避難先」へ郵便物が配達されなくなりますので、ご注意ください。

さらに、「転居届」を提出いただいた後、ご自宅で郵便物の受け取りができず、郵便局の窓口で受け取りをすることになった場合、双葉町の住所に更新された身分証明書を提示する必要がありますのでご注意ください。

配達に関するお問い合わせについては、下記の原町郵便局 双葉町担当へご連絡ください。

【郵便に関するお問い合わせ先】

原町郵便局 双葉町担当

電話 0570-943-438（受付時間：平日 8:30-17:15）

【郵便物の持込先】

双葉郵便局

大字長塚字鬼木 34（受付時間：平日 8:30-17:15）

(6) 電車

【下り】※主要駅のみ掲載

いわき	富岡	双葉	浪江	小高	原ノ町	相馬	仙台
5 : 23	6 : 06	6 : 21	6 : 26	6 : 35	6 : 46	—	—
6 : 09	6 : 48	7 : 03	7 : 11	7 : 20	7 : 30	—	—
7 : 11	7 : 50	8 : 06	8 : 10	8 : 19	8 : 30	—	—
7 : 51	8 : 30	8 : 46	8 : 48	8 : 57	9 : 08	—	—
9 : 24	10 : 08	10 : 30	10 : 35	10 : 44	10 : 55	—	—
10 : 23	10 : 58	11 : 12	11 : 16	—	11 : 32	11 : 48	12 : 28
12 : 14	12 : 57	13 : 12	13 : 17	13 : 27	13 : 37	—	—
15 : 15	15 : 46	15 : 59	16 : 04	—	16 : 21	16 : 37	17 : 25
15 : 21	16 : 05	16 : 20	16 : 25	16 : 34	16 : 44	—	—
17 : 17	17 : 57	18 : 12	18 : 17	18 : 25	18 : 35	—	—
18 : 00	18 : 39	18 : 54	19 : 01	19 : 14	19 : 25	—	—
19 : 15	19 : 53	20 : 06	20 : 11	—	20 : 27	20 : 42	21 : 34
19 : 26	20 : 06	20 : 21	20 : 26	20 : 35	20 : 45	—	—
20 : 20	21 : 00	21 : 15	21 : 20	21 : 29	21 : 39	—	—

※仙台行きは特急ひたち（始点 品川 終点 仙台）

【上り】※主要駅のみ掲載

原ノ町	浪江	双葉	大野	富岡	広野	いわき	東京
5 : 33	5 : 53	5 : 58	6 : 03	6 : 16	6 : 33	6 : 57	—
6 : 10	6 : 36	6 : 40	6 : 46	6 : 59	7 : 16	7 : 40	—
6 : 53	7 : 11	7 : 16	7 : 21	7 : 31	7 : 48	8 : 42	—
7 : 52	8 : 10	8 : 16	8 : 19	8 : 29	8 : 46	9 : 09	—
8 : 45	9 : 03	9 : 09	9 : 13	9 : 23	9 : 40	10 : 34	—
9 : 51	10 : 06	10 : 10	10 : 15	10 : 24	10 : 44	11 : 13	13 : 42
11 : 59	12 : 18	12 : 22	12 : 27	12 : 36	12 : 53	13 : 16	—
14 : 16	15 : 27	15 : 32	15 : 37	15 : 46	15 : 59	16 : 18	18 : 43
16 : 20	16 : 43	16 : 48	16 : 53	17 : 02	17 : 19	17 : 55	—
16 : 20	16 : 43	16 : 48	16 : 53	17 : 02	17 : 19	17 : 55	—
17 : 28	17 : 46	17 : 51	17 : 56	18 : 07	18 : 24	18 : 48	—
18 : 43	19 : 01	19 : 06	19 : 12	19 : 26	20 : 00	20 : 24	—
19 : 06	19 : 21	19 : 25	19 : 30	19 : 39	19 : 57	20 : 17	20 : 43
20 : 14	20 : 37	20 : 42	20 : 48	21 : 00	21 : 18	21 : 43	—

※東京行きは特急ひたち（始点 仙台 終点 品川）

(7) シャトルバス

町では、令和2年10月より、「JR双葉駅（東口）⇄ 伝承館・産業交流センター」間でシャトルバスを運行しております。

※赤字は土休日運休、青字は平日運休

往 路		復 路	
双葉駅前 発	産業交流センター着	産業交流センター発	双葉駅前 着
7 : 12	7 : 18	7 : 50	7 : 56
7 : 25	7 : 31	8 : 35	8 : 41
7 : 35	7 : 41	9 : 50	9 : 56
8 : 12	8 : 18	10 : 55	11 : 01
8 : 20	8 : 26	12 : 00	12 : 06
8 : 52	8 : 58	12 : 50	12 : 56
9 : 15	9 : 21	14 : 10	14 : 16
10 : 16	10 : 22	15 : 15	15 : 21
10 : 35	10 : 41	15 : 40	15 : 46
10 : 40	10 : 46	16 : 35	16 : 41
11 : 20	11 : 26	17 : 10	17 : 16
11 : 40	11 : 46	17 : 37	17 : 43
12 : 30	12 : 36	18 : 40	18 : 46
13 : 18	13 : 24	19 : 10	19 : 16
14 : 40	14 : 46	19 : 50	19 : 56
16 : 10	16 : 16	20 : 30	20 : 36
16 : 55	17 : 01		
18 : 20	18 : 26		
19 : 35	19 : 41		
20 : 14	20 : 20		

※時刻表は令和6年4月1日時点のものです。



【担当窓口】

復興推進課 電話 0240-33-0127（受付時間：平日 8:30-17:15）



5 各種連絡先

【役場関係】 受付時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (年末年始を除く)

課 名	電 話 番 号
総務課	0240-33-0124
秘書広報課	0240-33-0125
住民生活課	0240-33-0126
復興推進課	0240-33-0127
農業振興課・農業委員会事務局	0240-33-0128
建設課	0240-33-0129
健康福祉課	0240-33-0131
戸籍税務課	0240-33-0132
出納室	0240-33-0133
教育総務課	0246-84-5210
生涯学習課	0240-33-0206
議会事務局	0240-33-0309
いわき支所	0246-84-5200
郡山支所	024-973-8090
埼玉支所	0480-53-7780
つくば連絡所	029-854-7511 (月・火・水曜日の 9 : 00 ~ 17 : 00 のみ)
南相馬連絡所	0244-32-1275

【各種機関】

連 絡 先	電 話 番 号
双葉警察署	0240-22-2121 (24 時間)
双葉警察署 浪江分庁舎	0240-34-2141 (24 時間)
双葉警察署 双葉駐在所	0240-33-2140 (24 時間)
双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 通信指令係	0240-25-8561 (24 時間)
双葉地方広域市町村圏組合 浪江消防署	0240-34-4111 (24 時間)
東北電力お客様センター	0120-066-774 (平日 9 : 00～17 : 00) ※停電等の緊急時対応ダイヤル 0120-175-366 (24 時間)
双葉地方水道企業団 総務課営業係	0240-25-5323 (平日 8 : 30～17 : 15)
福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム	0244-26-1363 (平日 8 : 30～17 : 15)
福島県 L P ガス協会 相双支部	0244-22-1141 (平日 9 : 00～17 : 00)
双葉地方広域市町村圏組合	0240-22-3333 (平日 8 : 30～17 : 15)
デジサポ福島	0570-007-401 (平日 9 : 00～18 : 00) ※ I P 電話等を利用の場合 024-525-8220
N T T 東日本 相談・申し込みダイヤル	0120-116-116 (9 : 00～17 : 00)
環境省 福島地方環境事務所 県中・県南支所富岡分室	0240-23-7780 (平日 8 : 30～17 : 15)
一般社団法人ふたばプロジェクト	0240-23-7637 (平日 9 : 00～17 : 15)
空き家・空き地バンク	090-1404-3362 (平日 9 : 00～17 : 15)
原町郵便局 双葉町担当	0570-943-438 (平日 8 : 30～17 : 15)
双葉郵便局	0240-33-2222 (平日 8 : 30～17 : 15)
双葉町社会福祉協議会	0246-84-6725 (平日 8 : 30～17 : 15)
双葉町地域包括支援センター (双葉町社会福祉協議会内)	0246-84-6729 (平日 8 : 30～17 : 15)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]



ずっと、ふるふと。
双葉町。